悪質な契約にご用心

平成27年度においても、インターネットやスマートフォン、携帯電話を利用 した通信の契約における相談が多い傾向となりました。最近は手が込んだ二次 被害を及ぼす相談が増え、非常に悪質なケースも存在します。事例をご紹介い たしますので、参考にご注意いただきたいと思います。

【事例1】

スマートフォンを操作中、突然アダルトサイトに繋がった。「登録完了」「15万円至急入金」のメッセージが表示されたので驚いて画面を消そうとしたが、電話番号が表示され、かけるしか操作できなかったので電話し誤操作だと言おうとした。しかし業者に「誤操作でも登録済。支払わなければ裁判にする」と強く言われ、仕方なく指示されるままコンビニへ行き、大手通販会社のプリペイドカードを10万円分購入した。購入したら電話をするように言われていたので電話をかけ、その場でプリペイドカードの番号を伝えた。後で調べたら騙されたと思う。返金してほしい。

→プリペイドカードが手元にあると安心してしまいがちですが、<u>カードに記載された番号を相手に伝えることはカード自体を相手に渡したことと同じです。</u>

詐欺業者は番号を聞いたらすぐに使ってしまうことが多く、気づいた時には価値が残っていないことがほとんどで、被害回復が困難です。しかし、プリペイドカード発行会社(事例1の場合大手通販会社)への連絡が早ければ、使用停止が可能な場合があります。

【事例2】(広報9月1日号消費生活Q&Aより)

Qインターネットで消費生活センターを検索し、一番上に表示された番号に電話したところ、「相談料は5万円。契約書を記入してFAXで送るように」と言われました。思ったより高額ですがこれは公的機関ではないのでしょうか。

Aインターネットで表示された相談機関が、実は調査会社などで、費用を請求 されたという事例が報告されています。インターネットで検索すると一般的に は上位に「広告」が表示されます。「広告」と「検索結果」を間違わないように しましょう。

→事例1のようにいわれのない請求を受けた際の二次被害です。

「情報を削除する」「請求を止める」「被害を救済する」など、救済を依頼できるかのような説明をされるケースもありますが、調査会社の返金請求や解約交渉は弁護士法に違反している可能性が高く、認められていません。

また、支払ってしまうと「調査の実働がある」などとして返金は困難な場合が多く見受けられます。自治体が設置している消費生活センター等では電話料金以外の費用が発生することはありません。費用を請求されたら、それは公的な消費生活センターではないと判断してください。

【事例3】

SNSで知り合った「友達」から<u>「届いた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえる」</u>というアルバイトを紹介された。「バイト先」へメールで連絡すると、「電子機器を転送する仕事。アルバイトを始めるには運転免許証や健康保険証などの身分証明と電話番号、給料の振込先銀行口座を登録してください」「報酬は1回の転送で3000円~5000円」と言われた。さっそく免許証を画像に撮り、添付して必要事項をメールで送った。その後何度か転送し、実際数千円が口座に入金された。しかし1ヶ月後、私宛に携帯電話会社数社から、携帯電話の契約料や端末代金など10万円を超える請求書が届いた。携帯電話会社に問い合わせると私が全て契約していることになっていると言う。覚えがない。

→ 「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトを誘い文句に、運転免許証や健康保険証などの身分証明、銀行口座などの個人情報を悪用されたケースです。相手は入手した消費者の個人情報を利用し、インターネット通販で複数の携帯電話を契約、「契約者」である消費者宅に携帯電話が届きます。消費者は「荷物転送」のアルバイトだと思い込んでいますから、開封せずそのまま指定の住所へ転送してしまっていたのです。このように契約された携帯電話が犯罪に利用される可能性もあります。結果的に自己名義の契約を解約するため、解約金や端末代金として1台数万円を支払わなければならない可能性もあります。安易に個人情報を伝えることは絶対にしないようにしましょう。

四街道市消費生活センター

2043-422-2155

受付日 月曜~金曜日

第1・第3土曜日(電話相談のみ)

(祝日、年末年始を除く)

受付時間 9時~16時